

法友全期会ニュース

昭和47年度

No. 1

昭和47年7月20日発行 発行者 代表幹事 山本栄則 編集者 船戸 実

目次

ご挨拶に代えて……………	代表幹事 山本栄則	2
昭和四七年度法友全期会活動方針		
—司法の独立に関する問題、日弁連機構改革問題、 法友会の民主化—を重点目標に……………		
……………副代表幹事 遠藤和夫		4
会長直接選挙制を否決されて……………	稲田寛	7
日弁連定期総会と全懇前夜祭報告……………	榊原卓郎	10
ショッピングなこと……………	中嶋練太郎	12
夏季合宿研究会にご参加を……………		13
昭和四七年度予算報告……………		14
幹事会報告……………		16
昭和四七年度執行部・幹事……………		17
新入会員紹介……………		19
事務局日誌……………		19
編集後記……………		20

ご挨拶に代えて

代表幹事 山 本 栄 則

一、今年はずも法友全期の代表幹事の指名を受け、その使命と責任の重さに果してその任務を十分に遂行しうるか危惧しているものであります。

わが法友全期会は、昭和三八年に法友会所属の全期出身者をもって創立されたのでありますが、従来法友会は十ヶ部の小部落の集りとしてその纏りが弱く、横の連けに欠けていたことから各部所屬の全期生の集りとして、部落を超越し、法友会の批判団体として大きな力を発揮してきたのであります。

もとより、法友全期は単に法友会の批判団体としてのみではなく、法友会綱領の下、それを表現すべく、独自の政策を掲げ、人事の公平、派閥克服、司法権の独立等の為に積極的に活躍を続け、今や単に法友会の中核体としてのみならず、東弁ひいては日弁連の政策表現の中心として活躍している現状であります。

二、昨年法友会は、画期的な政策要綱を作成しましたが、わが法友全期はこの政策要綱作成の中心的な存在となると共にその表現に日夜努力しているのであります。

ところが、如何に立派な政策要綱と雖も、日時の経過は急速で

あり、社会は急激に変転しており次々に我々が予期し、又は予期せざる事態が生起してくるところから、これらの事態に適確に対処する為には本年度更に法友会の政策要綱に新たな血液と指針を入れる必要があり、法友全期諸先生の絶大な御協力、御指導をお願いしなければなりません。

三、昨年は裁判の独立をめぐる情勢が激動し、法友全期もこれに全力投球し、可成の成果を挙げ得たことは御同慶に堪えない次第であります。しかし翻ってみるに、日弁連の会長直接選挙制実施に伴う会則改正案は理事会の議を経て本年三月一八日の代議員会にかけられました。会則改正に必要な三分の二の多数に一票及ばず否決されるという事態も生じました。

勿論、会長直接選挙制は日弁連機構改革の唯一のものではありませんが、その第一歩として極めて重要な意義を持つのであります。しかるに、これが表現を見なかつたことは、この問題に対する全国全懇の活躍の不足、特に関東十県会に全懇の組織されてない事情が大きく影響していると考えられ、更には、わが法友会内においてもこの問題についての十分な検討と対策がなされなかつた。

た事情もあり、我々はこれを反省し、本年こそこの問題に精力的に取組まなければならないと痛感致しております。

四、又、関弁連の存在・組織並に活動に対しては、従来とかくの批判があり、その無用論とか、脱退論まで出ているのであります。関弁連は弁護士法上の団体であり、その脱退や廃止論は、司法反動をして、弁護士会内の足並不統一論に利用されこそすべからぬ。何物もないと考へざるを得ないのであります。我々は今年こそ一層関弁連に関心を持ち、これを一日も早く良くし、民主的にして、活動的な団体として作りかえ在野法曹の中核体の一つたらしめねばならぬと考えているのであります。その為にも関弁連全懇の結成は急務であります。

五、又、法友会の中に、期前の先聲諸先生と全期会の間には断層がある如く言われておりますが、事実話合ってみれば、左様なものではないのであります。我々としては是非共今年は先聲の先生方と積極的に話合ひ機会を、より多く持つてこのような誤解の氷解について、一層努力する所存でありまして、斯くしてこそ、法友会全員挙つてその立派な政策要綱を力強く実現実施できるのであります。

六、如何なる団体にもスリーピングメンバーは存在するのであります。我々の所屬する弁護士会は弁護士法上の強制加入団体であつて、他の任意団体とその性格を著しく異にしているのであります。

そして、法友全期の中にも所謂無関心派と言われる人々が多数おられることは、残念ながら否定し去ることにはできないのが現状であります。しかし、この無関心ということにつきましても、膝

を交えて話しをしてみれば多分に誤解があつたり、又我々の対処の不足もあつたことが相当に原因していることがうかがわれるのであります。このことは、我々としても卒直に反省し、団体である以上でできるだけ多くの人々の参加と、意見の交換を図って行き度いと考へております。

七、最後に、我々の所屬している司法界は、社会の極く一部の分野にすぎず、社会一般は急激に発展しとどまることを知りません。今や、嘗て我々が予期もしなかつた公害の続発は、人類の滅亡の危機をはらんでおり、機械文明の発展は裁判方法の変革をも要求する時代が、すぐそこまできていますと考へられます。我々は、これらの時代が刻々と生み出す問題についても十分検討し大局を誤らざるよう対策を講じ度いと考へております。

― 以上 ―

昭和四七年度法友全期会活動方針

「司法の独立に関する問題」「日弁連機構改革問題」
「法友会の民主化」を重点目標に

副代表幹事 遠藤和夫

具体的活動方針

一、本年度の三大重点目標——司法の独立に関する問題、日弁連機構改革問題、法友会の民主化を本年度の重点目標として設定し、一年間にわたる統一的な行動指針とした。

◇ 司法の独立の問題は、官本裁判官の再度にわたる再任願いが容れられなかったことや二四期修習生の新任結果の経過などを考えると、日弁連総会決議の実現と再びこのような事態の発生を許さないための対策を強力に推進する必要がある。又「一人制審理の特例」については、最高裁がその規則により実現をはかるうとしている事態にどのように対処するか、この対策についても早急に検討すべきであり、その他関連する諸問題についても併せて研究・討議したい。

◇ 日弁連機構改革問題とりわけ会長直接選挙制はその実現を急がなくてはならない問題である。この場合、直接選挙制の本旨をそこなうような修正はさけるべきであり、その実現の推進をはか

去る昭和四七年五月二九日行われた法友全期会第二回幹事会において執行部を含め二八名の出席のもとに本年度の法友全期会基本方針および具体的活動方針ならびに活動計画について活発な議論がなされ、殊に本年度の重点目標について充実した討論を経た結果左の様に満場一致で採択された。

本年度執行部はこの一年間多難な状況に取組み、全力をあげてこの活動方針実現のために努力する覚悟でありますので、会員諸兄の絶大なる御支援と御協力を切に願うする次第である。

昭和四七年度法友全期会基本方針

一、我々は憲法の精神に則り、これを実効あらしめるために司法の民主化と人権の擁護を目指す活動を更に強化すること。

二、右目的を達成するため、当面一段と組織を強化拡大し、東弁日弁連の中核であるとの自負をもって他会派全期との連帯化を推進し、法友会・東弁・関弁連さらには日弁連の人事・組織及び運営を民主化するとともに、更にすすんで当面する司法の独立その他真の国民のための司法制度の確立に努力する。

るためには先ずその中核となるべき全期懇談会を関弁連内に設けることが緊急課題である。

◇又法友全期会は、従来より法友会内問題についてその民主化に努力してきたが、本年度はさらに会内人事、その他法友会のあり方等その民主化を研究・推進する。

以上の諸問題に対処するため、東弁、日弁連の行き方とにらみ合わせ、今年度法友全期会の統一行事としたい。

二、関弁連全期懇談会の結集並びに全期懇談会への働きかけ

司法の独立がおびやかされ、人権の保障がゆらいでいる現状において、日弁連は総力をあげて、国民の期待にこたえ憲法によって国民から負託された使命を十分に果たす必要がある、そのために民主的な執行体制の確立をはかることが肝要で、とりわけ会長直接選挙制の実現を急がなくてはならない。

そこで、本年度はこの実現のために、まず東弁における各会派全期会に積極的に働きかけるとともに、関弁連における各弁護士会の全期会員に強力に呼びかけ、関弁連全期懇談会の結成に努力する。

又全期全期懇談会は、漸く軌道にのり、東弁、日弁連の民主化に大きく貢献している実績を高く評価し、さらに積極的にその活動を強化するために我々はその指導的役割を推進すべきであり、これらの会合における会員多数の参加と活動を切望する。

三、組織の充実強化

1、幹事会の強化

幹事会はいうまでもなく多くの会員の意志を会運営に反映させ

るとの趣旨から各期の代表を幹事として選出し、この幹事をもつて構成されている。

本年度も会員全体の意志が集約され一体となって活動しうるように各期会の強化と併わせ幹事会の充実・強化につとめる方針である。幹事会は毎月一回定例日を設け、原則として第一木曜日をこれにあてる。

2、各期会の強化

法友全期会においては従来より各期において会合が行われていたこともあるが、必ずしもすべての期においてなされていたわけではない。

本年度は特に各期の懇談・研究会を催し、法友全期会ひいては法友会のあり方等についての意見を徴し、その一体感につとめる。

3、執行部組織等の強化

本年度執行部は会員の増加に伴い一〇名に増員し、これを総務・組織・政策・渉外・文化・会計・広報の四部門に大別し、執行部の活動に遅滞なきようつとめる。

又婦人の全期会員が年々増加している現状に鑑み、婦人サークルを設けることに積極的にとりくむ方針である。婦人会員の多数参加と協力を期待したい。

4、会則の制定

法友全期会の会員はすでに六百名に及ぶ人員で、法友会の中核としての存在でありながら、未だに会則の制定をみていない。

本年度は、法友会ないし法友会各部との関係、会費徴収の問題などにつき会員の民主的な討議を経て会則制定の方向に進みたい。

四、自主財政の確立と民主化

法友全期会は従来より法友会と独立して活動するため自主財政の確立を推進してきたのであるが、本年度はさらに財政の充実強化を図るために、多数会員の協力を得て全期の活動をより一層強化したい。

従って本年度も協力会費一口千円、十五口以上を拠出して戴く方針を貫き、これを通常経費として通信・印刷費等に充てる。総会・忘年会・歓迎会等特別行事についてはその都度別途処理する。

五、夏季シンポジウム等研究会の開催

法友全期会はこれまで政策研究会をはじめ夏季シンポジウム等各種研究会を例年開催してきたが、その実績と評価は誠に大いなるものがある。

本年度は政策活動にも重点を置くが、併せて夏季シンポジウム始めその他各種研究会をもできるだけ開催したいので多数会員の参加を切望する。

六、広報の充実強化

法友全期会ニュースは例年発行され、その成果については会員の好評を博しているところである。

本年度はさらに当会の活動をできるだけ詳しく報告するとともに、会員の意見を反映させるために「全期会員の声」欄のようなものを設ける。又夏季合宿研究会における研究課題の報告・討論の結果についてはその経過をも記載した特集号を発行する方針である。

七、親睦行事の開催

昨年度親睦行事として法友全期ボーリング大会を開催したが、会員相互の理解と連帯感を深めるためにも本年度は右行事を含めて幅広く多数会員が参加できる健康的な親睦行事を行いたい。

昭和四七年度法友全期会活動計画

- (1) 新入会員歓迎会の開催
- (2) 夏季合宿研究会の開催
- (3) 東弁理事者を囲む会の開催 年二回（会務研究会）
- (4) 法友会執行部との懇談会の開催
- (5) 各期会員との懇談会、忘年会の開催
- (6) 総会・幹事会の開催
- (7) 全期懇談会への参加と働きかけ
- (8) 関弁連所属の各弁護士会の全期会員との懇談会
- (9) 広報活動
- (1) 全期会ニュースの発行
- (ii) 会報の発行
- (10) 親睦行事の開催（ボーリング大会二回、その他）
- (11) 法友会先整先生との懇談会
- (12) 婦人部主催の行事の開催

(S 47・6・30記)

以上

会長直接選挙制を否決されて

——日弁連代議員会の報告と感想——

昭和四六年度日弁連代議員

稲田 寛

一、従来の日弁連代議員会は、極言すれば、日弁連会長等の役員を形式的に承認するという役割しか果たしていなかったが、去る三月十八日行われた本年度代議員会は、会長直接選挙制の採否をわけ、しかもその討議もかなり紛糾するであろうと予測され、この制度の審議に実質的に参加しうるといふ満足感にあふれた代議員により会場が埋められたのみならず、在京会員の傍聴者も少なくなかった。

殊に会長直接選挙制の問題が提起されて以来、多年に亘りその推進役を果たしてきた東弁の諸会員にとっては、今日こそ宿願が達せられるものと期待しており、賛否の討論においても、反対派の発言に充分の時間を与えるゆとりを示していたし、反対派においても、意見をきいてもらえば結果はやむを得ないであろうといふん囲気が存したことも事実であった。それにも拘らず、採決において、賛成派は出席代議員の三分の二以上を確保しえず、一八七対一一〇（二名無効）、わずか一三票の少差で否決されてしまった。

二、会長直接選挙制の問題が日弁連において正式に取り上げられ

たのは、昭和三九年八月、いわゆる臨司意見書が発表され、これに対応する日弁連の活動が一段と重要視されるに至り、翌四〇年四月に日弁連機構改革委員会が設置されたことに始まる。以来、同委員会で審議が重ねられ、昭和四四年二月会長直接選挙制を採択したものであり、その間、全国的公聴会を開き、また全会員に対し二回に亘るアンケートを実施している。右委員会の決議を受け、会則及び役員選任規定改正特別委員会が設置され、直接選挙制実施のための会則改正案が作成を経た後、同四四年一二月、全体理事会の審議に付され、更に二年余の歳月をかけ、本年三月、同理事会の三分の二以上の賛成によりようやく代議員会に対し発議されるに至ったものである。

その間、最も問題視されたのは、現在、各単位会に与えられている投票権がどうなるかという問題、地方単位会の利害と大都市弁護士の中央集権化への危惧などであった（審議対象となった問題点並びに解説などは東京弁護士会において昭和四五年一二月一六日発行された「会長直接選挙に関する三〇の質問」に詳述されている）が、約七年という長期に亘る審議において様々な問題点については充分検討されたといつてよいであろう。

三、それにも拘らず、三月一八日の代議員会を前にして関東十県会を中心とする反対派より、各代議員に対する呼びかけが根強くなされ、その趣旨の大意は水戸弁護士の名で配布された書面に要約されているといつてよい。

曰く、(一)力で押し切る問題ではない。(二)問題の所在は未だ正確に把握されていない。(三)改正案は各単位会の議決権を奪い、又、地方単位会の意志を反映しえないから違法かつ不当である。(四)妥

協は地方単位会の犠牲においてなされるべきではない。

右の論点中には既に再三審議された問題も勿論含まれているが、一貫して流れているのは、地方単位会の利益が害されはしないかその意見が無視されはしないかという懸念であった。そして、東弁を中心とする明解な論理に対し、反対派はいわば情状論を展開し、結果的には地方から上京した代議員の票を予想以上に集めたといった語弊があらうか。

偶々、私の周辺に席を占めていた反対派の有力な会員が、どこまで善戦しうるかとつばやき、開票の結果に、むしろ以外だという表情を見せたこと、反面、個人的には賛成派のはずの地方代表が開票結果にむしろ、ほっとした様子を示したことが、極めて象徴的に意味深く感じられた。

四、既述の日弁連機構改革委員会で実施した二回目のアンケートの結果においても直接選挙制の支持者は七〇%を越えている。又、反対論者のいう地方単位会の利益とはそもそもなんであらうか、地方と都市の弁護士会に対立しなければならぬ問題があるのだろうか、更には論者は、現在の制度なら地方単位会からも会長選出の可能性があるが、直接選挙制が採用されれば大都市の会派が独占するというが、現に存在するのは大会派のトライ回しによる会長選出であり、むしろ、直接選挙制が採用され各単位会の枠を取除くことにより真に有能な会長が地方からも選出しうる素地が出来上がるのではないだろうか。

もともと直接選挙制の問題は、東京、大阪の大単位会の輪番制の如き会長候補の選出並びに代議員会による形式だけの承認という選挙体勢では、真に全国会員の意志を反映しえない、又、会長

としても多数会員の支持なくしては強力な活動をなしえないという批判から出発したものというべきである。直接選挙により全国会員の意見を直接会長の選出に反映することが民主主義の要請により適合することはいうまでもないが、殊に、様々な司法問題が提起され、日弁連の活動が強く要請される今日においてはまず、なによりも全会員の支持を得た強力な執行機関の確立が急務であり、会長直接選挙制はその第一歩にすぎないものである。

そこには、地方と都市の対立など毛頭存しない。むしろ、今こそ一体となって、日弁連の機構を整備し、司法の運営や国民の人權擁護のためより強力な活動を図るべきである。それにも拘らず、地方単位会が無視されるという呼びかけが代議員の三分の一を上回ったのはかかる理論以外のものがプラスされたからにほかならない。

地方の代議員は各単位会の選挙によらず、ややもすれば各単位会の有力者がこれを独占する傾向があり、必ずしも会員一般の意見を反映して来ていないという批判もあるが、私は根本的な差異は、日弁連が現在おかれている立場、あるいは、日弁連の直面している様々な問題に対する認識ないし意識の度合が違うところにあると考える。政府や最高裁などから投げかけられた司法の問題についても、都会と地方の距離感が、問題に対する危機感や、これに対処する活動にも微妙な差異を生み出してはいないだろうか、だとすれば、かかるギャップをうめるためにも、広く全会員による一体化された選挙を速やかに行うことが大きな意義を持つことになると思われるのであるが……。

五、加えて、結果論ではあるが、今回の会長直接選挙制に関する

改正案が「会長は弁護士である会員の無記名投票によって弁護士である会員の中から現任の会長の任期の終る年の二月中にこれを選任する」としながらその次項において「前項の投票により、最多得票を得たものが当選者となるには、単位弁護士会の総数の四分の一を越える各単位会において、それぞれ最多得票を得ていなければならぬ」として各単位会の意向を選挙制度に反映させようとしたことが、かえって、単位の意向を無視しているという、反論を許す契機の一つになったと思われる。もともと東井などで主張していた原案にはかかる妥協的な条項は存しなかったものであるが、日弁連の全体理事会における地方単位の反対に接して、これが円満に可決されるためにはやむをえないとして追加されたという経緯があり、代議員会においても「単位の総数の三分の一を越える弁護士会の最多得票を要する」旨の修正案が出されるという予測もなされ、むしろ、その点の単位数が焦点になるだろうとさえ聞及んでいた。しかし、「四分の一」なら直接選挙制の本質に影響を及ぼさないだろうという配慮と妥協が逆に単位の意向も無視しえないのだ、だからかかる条項が加えられたのだという考えを助長する結果となり、直接選挙制そのものを否決させてしまったといえまいか。今後は多少、時間がかかってもあくまで本質論を貫くべきであると考えざるをえない。

六、東井においては、殊に、会内の日弁連機構改革委員会などを通じ、日弁連の理事者や委員会、更には全員の会員に対し、直接選挙制の必要性を訴え続けて来ており、この問題にたずさわった先達会員の長年に亘る努力には並々ならぬものがあったはずである。それにも拘らず、「問題の所在はいまだ把握されていない」

という議論に苦杯を喫した大きな理由の一つは代議員自身の勉強不足にあることを否定し得ない。地方を云々するに及ばず、東井会内であっても、直接選挙制の実現を促す常議員会の決議、総会の決議などが存するにも拘らず、なお当会選出の代議員自身の問題意識を高めねばならない現状も存した。かかる事態は、ひるがえって東井会内における役員選挙自体がまだ理想像にほど遠いからにほかならない。会長直接選挙制もさることながら、会内の派閥人事の旧習を一扫することも急務である。重要な使命を帯びた代議員会において、とくとして反対論を展開した当会会員の存したことも、たゆまない努力を重ねて来た会員にとって一層やりきれない心情だったであろうと察せられるとともに、私選代議員自身ももっとこの問題に対する認識を高めなければならぬことを痛感した。

ともあれ、一度否決された後は、六ヶ月の期間経過をまたねば再度代議員会の審議はなしえないのであるが、今秋には捲土重来を期し、再び直接選挙制の問題を提起すべく、しかもその際は、あくまで純粹な直接選挙制を表現しうるよう、それまでの間、日弁連の理事会に対し、再度諮議を促すとともに、殊に、全期懇談会などを通じ、全国の代議員のみならず全会員に対し、たえず問題提起を行ない、日弁連の組織強化に対する意識と意欲を高揚する作業を続けていかなければならないと思う。

(S 47・6・25記)

以上

日弁連定期総会と全懇前夜祭報告

副代表幹事 榊原 卓郎

一、全国全期懇談会は、第二三回日弁連定期総会が熊本で開催される前夜、昭和四七年五月一九日午後四時半から、熊本市内の郵便貯金会館大会議場で開かれた。議題は(1)日弁連機構改革(会長直接選挙制)、(2)司法の独立、(3)報道の自由と国民の知る権利、(4)一人制審理の特例規則要綱案、(5)法曹三者協議、(6)その他二四期新任等の各問題であった。出席者は東京、大阪、名古屋、福岡をはじめ一八会一五八名に達し会場は満席、椅子が足りず立っている人もいる程で、開会前から熱気をはらみ、各問題についての卒直・自由な所信表明、これに対する質疑などが熱心に続けられたが、ついに当日は時間切れとなり翌日午前九時より午前十一時まで討議を再開・続行延七時間の長きに亘り日弁連総会議題の实质審議が行われた。

開会にあたり津谷信治(東弁)世話人が仮司会者となり、「全国全期懇談会は、日弁連並に単位弁護士会の民主化を目的とする集りであり、その起りは昭和四三年の日弁連会長直接選挙についてのアンケート集めが始めてであった。懇談会は、議決機関ではなく全員一致の意見でなければ決議や宣言を採択しない、又確固たる

組織もなく世話人制で運営しているのが実態である。明日の日弁連総会については所謂お祭りではなく、実のある審議をする総会にするため予め本日会合を開いたもので、総会の紛糾を求めるものではない、充分に懇談願ひ度い」との挨拶をした。

ついで、議長団に伊藤和夫(東弁)、松浦武(大阪)、花田啓一(名古屋)、青木正芳(仙台)、福田政雄(熊本)の五氏が選出され懇談に入った。

先ず日弁連今井会長から、本日の議題に対する所信表明と挨拶があり、これに対し佐伯仁(東弁)、高橋利明(東弁)、及川信男(東弁)、松村正康(東弁)、山本栄則(東弁)等諸氏の質疑応答があった。

次いで、地元熊本弁護士会会長本田正敏氏より歓迎の挨拶があった後本日の議題に入り、議事の進行経過は次のとおりであった。(1)報道の自由と国民の知る権利について、古賀正義東京第二弁護士会会長の説明があり、(2)神谷成吉郎氏(東弁副会長)が翌日の総会の諸決議案につき一般的説明をした。(3)法曹三者協議問題について、長野義孝氏(大阪)が問題点を指摘し、(4)一人制審理問題につき嶋田倭信氏(東弁)が日弁連及び単位会の審議状況を説明し、右各問題につき夫々質疑応答があった。(5)次に山本栄則氏(東弁)が司法の独立問題に関する総会提出の決議案につき、二四期問題も盛り込むべきであるとして、「また二四期司法修習生任官志望者の新任決定の経過などをあわせ考へるとき」との文言を新たに加入してその趣旨説明を行ったところ、江森民夫氏(東弁)より二四期新任問題に対する態度を明確にせよとの修正動議あり、種々の議論がなされ、その間会場へ二

四期任官志望者のうち新任を拒否された柳沢尙武、今井和代、佐々木広充の三君が出席し特に発言を求め、新任を拒否され又は志望を撤回させられた事情を述べ最高裁が不当な新任拒否をしている旨を訴えたが、その頃既に会場時間切れの午後九時となつたので右決議案の修正動議に関する審議は翌五月二〇日午前九時よりの続会に持ちこされた。同日は熱心を討議の結果、結局、新任、再任及び阪口君に関する全懇決議案は山本栄則氏提案のとおり承認された。

その後、最高裁判所長官に対する国民審査の問題につき赤沢敬之氏（大阪）が、法曹三者協議問題につき河崎光成氏（東弁）がそれぞれ問題点を指摘して意見を述べ、いずれも内容のある質疑応答がなされた。

ついで、津谷信治世話人が、次の全懇総会は沖繩で開かれる人権大会の前日に開催される予定であることを告げ、午前一一時議長団は懇談会の終了を宣した。

二、日弁連総会は、同日午後二時から熊本市民会館で三八二五名（うち本人出席六八八名）の参集のもとに、第二三回定期総会として開かれ、予算、決算等の議案を可決承認したほか、沖繩復帰に伴なり会則改正をなし、また沖繩の人権および知る権利に関する宣言と会員発議にかかる司法の独立に関する決議、一人制審理特例規則および自動車保険士法各制定に反対する決議をした。

総会では、まず今井日弁連会長がとくに本年度会長としての会務処理に関する基本的姿勢について「当面する重要問題は多々あるが、対話による調和を基調として日弁連の機関による既定の方針に従いこれら問題解決のための努力を重ねたい。この場合民主

主義を完全に実施するための方法論に関する真面目な議論を造反・反動と色分けしてきめつけることなく、また安易な妥協を排し、事柄によっては対決することも辞さない」とその決意を表明した。

そして議長に本田正敏氏（熊本）、副議長に豊沢秀行氏（福岡）中村達氏（長崎）を選出、復帰した下里沖繩弁護士会長の挨拶のあと議事に入り、宣言・決議案件（第七号議案）ではまず二宣言案を可決採択、次いで会員の発議にかかる再任・新任及び阪口君に関する決議案が上程され、発議請求者を代表して山本栄則氏（東京）が提案理由を説明して、再任・罷免問題とともに新任問題の持つ重要性や、裁判官の動搖、国民各層の裁判に対する信頼喪失の危機を訴え、昨年再任拒否事件の発生した熊本の地でこの決議をなす意議を強調し、満場一致で採択するよう求めた。今井日弁連会長も理事者としてこの決議案に賛成であるとして速かなる可決を要請した。

質疑に入ると馬越旺輔氏（東弁）から同一の問題を三度も決議するのは一事不再理の原則に反するのではないかとの質問があり、又梨木作次郎氏（金沢）の「新任拒否の経過を詳細に聴きたい」との質問がなされ、これに対しては二四期の江森民夫氏（東弁）より新任が拒否された経過につき具体的説明がなされた。

ついで、岩佐英夫氏（京都、二四期）、杉井城氏（大阪）、千場茂勝氏（熊本）の賛成討論、松井久市氏（東京）、淵の上忠義氏（鹿児島）らの反対討論がなされた後、本決議案は圧倒的多数の賛成（反対は本人出席七三名、委任状一七一名）をもって可決された。

（S 47・6・30記）

以上

シヨッキンクなこと

——友人の任官拒否に遭遇して——

二四期 中 嶋 練太郎

私はさきほど法友全期執行部から二四期生の任官拒否について何か書いてくれと言われましたが、この問題については既に各方面で多くの議論がなされているので、ここでは私の身近な友人が拒否されたことについて少しばかり紹介することに致します。

私達司法研修所二四期生は、四月一〇日に終了式を迎えました。しかし当初予定の大講堂での終了式は当日急拠中止となり、各教室においてクラス別に行なうとの発表がありました。私の聞いたところでは、大講堂使用の終了式は混乱が生ずるおそれがあるという理由でした。今年も四名の任官拒否者が出たからです。任官拒否問題については、私個人としては、二三期までの拒否された人達を直接知らなかったし、果して成績によるものか、思想信条によるものか体験的に知りえなかったので、単に憶測に止まり、正直なところさほど切実には受けとめてはいませんでした。最高裁が馬鹿なことをする筈がないという最高裁に対する幻想を捨て切れなかったのです。

しかし今度の場合は違いました。私達の期から四名、それも私達のクラスから二名（ほかに任官志望撤回を余儀なくされた二人

名がいる）の拒否者が出たのです。これは私にとって驚ろくべきシヨックでした。私は終了式直前のコンパで拒否された人の名前を聞きましたが、思わず大声をあげてしまいました。佐々木広充君は私の隣りの席で共に修習してきたし、園田小次郎君は坊っちゃん然とした真面目な修習生でした。佐々木君をもう少し紹介すると、後期クラス委員選出のとき、彼は立候補の弁として、「僕は青法協の会員です。そして裁判官志望です。もし僕が拒否されることがあったら、それは何を理由とするものか自分の身をもって試すつもりだ。決して成績や品行を理由とされない自信もあるし、それだけの勉強もする」と述べ、こうして彼はクラス委員に当選しました。事実彼はよく勉強したし、積極的に質問して、返却された起案には殆ど「よく出来ている」と書かれていました。東北大をトップで卒業し、すぐ司法試験にパスした秀才で、私は基がたきですが、友人間の信頼厚く人間的にもできた人物でした。彼の成績を客観的に証明するものとして、終了式当日、わがクラスの教官がクラスの教官全員およびクラス全員を前にして、「彼が拒否されたことは非常に残念だ。彼の成績が全修習生の三分の一以内に入っていることは間違いない。私の担当科目では相当良い成績だし、他の科目でも優秀な成績である。彼の性格や品行に異をとなえる人はいない筈だ」と特に発言していることがあげられます。クラスでの終了式は陰うつそのもののふん囲気で、私を含め殆どの者が彼は犠牲者になったのだと、終了式の感想を述べました。かくて私達は、やむにやまれぬ気持から終了式のあとデモに参加して最高裁まで抗議のアピールをしたのです。

その後の彼は、他の拒否された人や任官志望撤回を余儀なくさ

れた人達と、この事実を全国民に訴えるべく弁護士登録もせずに全国的行脚を始めました。最高の司法行政機関である最高裁が、どこへ進もうとしているのかと考えると、まことに暗澹たる気持ちにならざるを得ません。私は青法協の会員ではないし、これまでもどちらかといえばノンポリでした。以上もノンポリの立場から直接間接に体験し感じたことをそのまま書きました。

問題の根は深くかつ広いと思います。一般国民の中には、最高裁に対する幻想を捨てきれず、特定の思想の持ち主が裁判官になることに抵抗感を持っている人が意外に多いものです。しかしそれは司法権の独立の意味、思想信条による差別を禁じた憲法の精神が、施行後三〇年近くになる今日でも一般国民の意識の深層にまだまだ定着していないことを示すものにほかならないと思うのです。まだ書きたいことや書くべきことは多いのですが、紙数の関係でこの辺で筆をおきます。

(S 47・6・30記)

|| 緑蔭の軽井沢 ||

.....
 夏季合宿研究会(シンポジウム)に
 ふるってご参加を!!

◇日時

八月一日(木) 午後一時現地集合
 八月二日(土) 午後一時解散

ただし、日帰り参加、御家族の同伴いずれも結構です。

◇合宿先

長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢

「いこい山荘」 電〇二六七四一五一五二五四

◇交通

信越線中軽井沢駅下車 徒歩三分

◇会費

一人五〇〇〇円(全期間)ただし二四期二〇〇〇円、

二三、二二期三〇〇〇円、一泊のみの参加は半額

◇申込先

藤沢彰(五七一)四八〇五

辰口公治(五四一)一五〇一

◇テーマおよび日程

(テーマ)

(講師)

(日時)

(1)日弁連機構改革について

世古晴次先生

8/10 pm 130 3.30

(関弁連のあり方を含めて)

(2)会務報告

神谷威吉郎先生

8/10 pm 3.30 5.30

(自動車保険士、税理士、会館敷地、二四期問題その他)

(3)刑法改正問題

岩田広一先生

8/11 am 7.00 9.00

(4)日弁連懲戒手続規定について

猪股喜蔵先生

8/11 am 9.00 11.00

(5)実務研究

山本栄則先生

8/11 pm 1.00 3.30

日照権その他公害判例の傾向

(6)懇親会

薬袋善次先生

8/11 pm 6.00 9.00

(7)法友会民主化の問題点

赤坂裕彦先生

8/12 am 9.00 11.30

◇テーマ選定について

この研究会のテーマについては幹事会、執行部会において一〇題ぐらい出たのですが、(1)の日弁連機構改革については東弁など

が中心となり多年にわたって推進してきた会長直接選挙制案が去る三月一八日の代議員会で否決されるという予想外の重大結果を招来、いわば「取り直し」状態となり、これには関弁連の動向・関東一〇県会の動向などが深くかかわりあっていると見られるところから、そのあり方を含め、捲土重来を期すべくこのテーマを取り上げました。(3)の刑法改正問題については、法制審刑事法特別部会案が昭和四六年一月完成、本年四月からいよいよ法制審総会に付議され、いわば卵がとりにならうとする時期が到来していると思われるところ、部会案には「精神医学界においても非常問題とされている保安処分の新設」「判決の宣言猶予制度の導入」「外国の元首・使節に対する暴行・脅迫・侮辱罪の新設」「騒動予備罪、企業秘密の漏示罪の新設」など検討を要する規定が多いところから、この段階でさらに問題点の総ざらいをする必要が顕著であるためテーマとして選定。(4)の日弁連懲戒手続規定については、昭和四六年六月の日弁連定時総会に改正案が上呈されたのですが強い反対意見が出て理事者これを撤回、以来今日まで主として懲戒手続の基本構造をどうするかをめぐって議論百出、いわく対審・口頭審理構造をとるべきである、いわく懲戒は行政処分であるから職権審理主義でよい、いわく行政不服審査法に準拠すればよいなどなかなか帰一するところを知らないような状態であり、これは私達弁護士の、あるいは弁護士自治の基本にかかわる問題であるためここで一つ十分勉強する価値があると考えてテーマに選定。(5)の実務研究については、会員の中から日常実務上の問題も一つは取り上げてほしいとの要望もありましたので、目下生成・誕生過程にあり、借りた金は返す義務があるというよ

うな具合になかなか割切れない、日照権その他ニューサンズ問題などに照明をあてて、実務の参考に資するため取上げました。(6)の法友会民主化の問題点は古くても新しい問題、以前にくらべ相当に民主化されてきているという人もあれば、まだまだ千里の道の一步だと思える人もあり、とりわけ組織面、人事面では各部との関係など難しい問題が山積しているところから今年も再び取り上げた次第です。

(上州無宿木枯紋次郎は、かつて「あっしにはかかわりがねえこととござんす」といって軽井沢あたりを通過したもようですが、以上のテーマは、紋次郎流にいても、どうにかかわりあいがある問題だと思われまますので、どうか「緑の風が呼んでいた」軽井沢に足を向けて下さい)。

以上 (船戸記)

法友会期会昭和四七年度予算報告

——協力会費拠出のお願い——

- 一、当会の活動の円滑と財政の自主独立・健全・明朗化に資するため今年度は一応、当初から年間予算を組み、六月一日の幹事会に上程、承認を得ました。
- 二、この予算は前年度の収支実績にもとづき、これに会員数の増

加・物価の値上り等を考慮して所要の修正を施したものです。が、「収入の部」の大部分はいわゆる自主財政の原則を貫き、会員の皆様からの「協力会費」に頼っています（昨年度実績四九〇〇〇〇円、今年度予算七五〇〇〇〇円）。

三、どうか「金（協力会費）」も出すが、「口も出す」という方式で、財政の面でも、活動の面でも多大のご援助をいただきたくお願い致します。なお、本年五月の「協力会費拠出のお願い」に対して、早速多数の会員の皆様から御協力を賜わり、紙面を借りて御礼申し上げます。今後の協力会費は下記にお送り下されたく。

(1) 現金送付

当会執行部に直接お渡し下さるか、左記宛ご送付下さい。

千代田区神田鍛冶町三ー六 金代ビル（二五六）七五〇一

事務局幹事 中村浩紹

(2) 銀行送金

三菱銀行神田支店

法友全期会中村浩紹普通預金口座

(口座番号 四〇四八六五三)

(協力会費拠出の先生の御芳名)

(昭和四十七年七月四日現在、順不同、敬称略)

- 河和松雄・遠藤和夫・原山庫佳・小堀 樹・菊地利光・大河内躬恒・八塩弘二・高場茂美・菊地仙治・上村真司・中村生秀・榊原卓郎・山本栄則・藤井誠一・泥谷伸彦・藤井光春・猪原英彦・矢吹輝夫・神谷威吉郎・穴水広真・辰口公治・今野勝彦・小野孝徳・飯田義則・名城 潔・山田 茂・世古晴次・中川浩治・浅見昭一・橋本四郎平・大浜高教・中村浩紹・船戸 夷・後藤徳司

法友全期会47年度予算

収入の部	1,152,653 円	備 考	佐川 浩・大沢一正
1. 協力会費	750,000	1口1,000円, 1口から15口迄	
2. 各種会合 剰余金	100,000	(昭和46年度実績490,000円)	
3. 雑収入	50,000		
4. 前期繰越金	252,653		
支出の部	1,152,653		
1. 印刷費	500,000		
(1) 法友全期会ニュース	160,000	№.1～№.4 4,000円×4回	
(2) 夏期シンポジウムレポート	150,000	1,000部	
(3) 総会等通知状等印刷	56,000	7,000円×8回	
(4) はがき印刷	40,000	2,000円×20回	
(5) 封筒印刷	24,000		
(6) 各種資料・コピー代	70,000	会議資料, シンポジウム資料	
2. 通信費	244,000		
(1) 各種通知郵券(封書)	96,000	20円×600名×8回	
(2) はがき代	78,000	20円×600名×4回 10円×600名×5回	
(3) 資料等発送郵券	30,000	50円×600名	
(4) 電話代	40,000	各種通知連絡	
3. 会議費	115,000		
(1) 幹事会費	36,000	3,000円×12回	
(2) 懇談会費	40,000	5,000円×8回	
(3) 執行部会費	29,000	1,000円×29回	
(4) その他	10,000		
4. 雑 費	90,000		
(1) 事務費	60,000	事務用品, アルバイト手当等	
(2) 交通費	30,000		
5. 予備費	203,653	次期繰越金等	

(中村記)

幹事会報告

本年度も各期から別掲のとりの幹事七八名が選出されて幹事会を構成。この幹事会は、いうまでもなく、法友全期会の最高の意思決定機関ですので、その議事のもよりの概略を御報告致します。ただ、これま

でのところ、出席幹事の数が非常に少なく会員全体の意思の集約という基本的な点で困難が生じています。執行部や少数の幹事の独走は何としても避けなければなりません。多数の会員の討議を経るということが民主化の要諦だと思えます。又、今後、たとえば司法の根幹をゆるがすような重大問題が起きたときには、執行部や少数の幹事だけではどうにもならず、何としても全会員の意思の集約と行動の集約が必要になると思えます。

このような点から、大変苦勞の多いことも知れませんが、各期幹事各位におかれましては、何とかして月一回程度の幹事会に御出席願ひ、当会の民主的にしてかつ強

力な運営に力をかしていただきたいと思ひます。又、重要問題につきましては、そのつど各期会員の意向を吸い上げられ、これを幹事会の討議に反映していただく方向で、御努力をお願い致します。

執行部としても、そのような方向で格段の努力を重ねたいと決意しております。活気に満ちた、白熱の幹事会こそが、「全期」の行手を決定します。これが欠けると「全期船」は漂流します。

◎第一回幹事会（S四七・五・一一）出席幹事・執行部二〇名

◇議題は、「本年度活動方針の件」「夏期シンポジウム開催の件」「熊本総会の件」「協力会費の件」「全期ニュース発行の件」「新入会員歓迎会開催の件」など。

◇「本年度の基本方針」に関し、山本代表幹事から、「弁護士になすべきことは日常の業務のほかに、弁護士会の会務があるという認識をはっきり確立することが必要であるが、強制加入の団体であるので活動の方向については考慮を要する。法友全期会としても究極的には「人権擁護と社会正義の実現」が使命であるが、この弁護士会の会務に寄与することも重要な目的となっ

ている。様々の会員を擁しているが、できるかぎり一本化した形でこの目的を推進したい」旨あいさつがあった。

◇法友全期会の会則制定の件について、「葉袋執行部のときに原案が作成されたことがあるが、法友会、各部との関係で困難な問題があり実現を見ていないので、今期は会員の民主的討議を経た上、制定の方向に進みたい」旨執行部より提案があり了承された。

◇夏季シンポジウムのテーマに関して、別掲テーマのほかに、「一人制審理の特例」「知る権利と報道の自由」「最高裁長官の国民審査」「弁護士会の決議の拘束力」「法律事務所名問題」などについての問題提起がなされた。

◎第二回幹事会（S四七・五・二九）出席幹事・執行部二八名

別掲「昭和四七年度法友全期会活動方針」の原案について熱心な討議があり、これをふまえて別掲方針が確定された。

◎第三回幹事会（S四七・六・一）出席幹事・執行部一三名

◇「本年度予算案の件」「会則制定の件」「全期会ニュース発行の件」などが議題と

なった。

◇予算案は、別掲のとおり決定された。

◇「会則制定の件」については、出席幹事から、「法友会と法友全期との関係が難しく、これを抜本的に検討しなければならぬ。両者の関係について慎重な検討を経ないで会則を制定するとかえってまずい点が出てくるおそれがある」「昨年は時期早尚論が強かった。法友会のタテ割と全期のヨコ割との関係をどうするか、あるいは法友会の再編成になるのか、困難な問題があるので、シンポジウムなどで十分煮詰めた上で具体化するかどうかを決めるべきである」等の意見が出され、あらためて、両会の関係の難しさが浮び出た。

◎次回以降の定例会予定(場所は東弁)

七月六日、九月六日、十月五日、十一月二日、十二月一日のいずれも正午となっていますので、あらかじめ御予定下さい。

(S 47・6・30 米田記)

昭和四七年度

法友全期会執行部

代表幹事	山本 栄 則 (九期)	(五九一) 六〇六六
副代表幹事	遠藤 和 夫 (二〇期)	(九八四) 三二一一
事務局	榊原 卓 郎 (二四期)	(二一一) 四七六四
幹事 (総括、広報、政策)	船 戸 美 (二七期)	(九四三) 一五五一
(総務、組織)	後 藤 徳 司 (二八期)	(五六一) 一七六六
(財務、文化)	中 村 浩 紹 (一九期)	(二五六) 七五〇一
(政策、渉外)	藤 沢 彰 (二〇期)	(五七一) 四八〇五
(総務、組織)	米 田 忠 夫 (二一期)	(四四二) 一六六九
(財務、文化)	藤 井 誠 一 (二二期)	(九四一) 二三六六
(政策、渉外)	辰 口 公 治 (二三期)	(五四一) 一五〇一

昭和四七年度

法友全期会幹事

期別	氏名	電 話 (事務所)
一	小林彌之助	三六一一七四五
二	河和 松雄	六六六一八七〇二
〃	齊藤清次郎	二九二一七四二五
三	野島 良男	五九一五一四八
〃	萩原 四郎	五七一四五八七
四	笠原喜四郎	五七一五四七一
〃	原 則雄	五四一一二七二三
五	興石 睦	二七三一一八九六一
〃	小野 孝徳	四七四一一三三三
〃	佐川 浩	五七二一五九四一

新入会員紹介(二四期)

(順不同、敬称略)

望月邦夫	矢吹輝夫事務所
島田周平	平山国弘事務所
大島匡	今川一雄事務所
美里直毅	山本政喜事務所
相馬健司	河和松雄事務所
村田稔	同
杉山広	系正敏事務所
笹井保尤	吉原・白川事務所
上野伊知郎	千乗保男事務所
国吉克典	国吉良雄事務所
中島義勝	櫻本精一事務所
山本剛嗣	山本忠義事務所
小山出来雄	辻誠事務所
豊口祐一	中村護事務所
浅香寛	山本忠義事務所
田堰良三	原山庫佳事務所
小宮清	木宮高彦事務所
岩井重一	小室貴司事務所
佐藤真喜夫	
高井新太郎	

井上嘉久 佐野隆雄事務所

中嶋練太郎 平山国弘事務所

松本健二 風間克貫事務所

高見沢賢二 岡本喜一事務所

吉岡桂輔 山本栄則事務所

浜四津敏子 山崎正友事務所

今井勝 堀越董事務所

金丸弘司 今村滋事務所

大西佑二 山崎・小山事務所

今井浩三 同

丸山俊子 横山昭事務所

井出隆雄 同

小名雄一郎 尾崎陸事務所

藤谷正志 (昭和四七年六月三〇日現在)

御連絡下さい)

(もし紹介もれ、誤記がありましたら

事務局 日誌

との打合わせ

8 執行部会③

11 幹事会①

19 熊本総会前夜祭(全懇)

20 日弁連総会において山本代表

幹事全懇発議決議案の提案理

由説明

24 執行部会④

27 〃⑤

29 幹事会②

6・1 〃③

5 執行部会⑥

9 新入会員歓迎会

21 執行部会⑦

30 東弁理事者との懇談会

7・3 執行部会⑧

7・6 東弁全懇懇談会

法友会執行部・政策委と全期

執行部との打合わせ

(辰口記)

47・4 前執行部から引継

4・24 執行部会①

5 〃② 法友会執行部

編

集

後

記

◇今年度第一号のニュースをお届けします。一七期の稲田先生からは日弁連会長直接選挙制問題について、二四期の中嶋先生からは、新任拒否についての玉稿をいただきます。厚く御礼申し上げます。

◇情報洪水ともいわれ情報公害ともいわれています。現代人はほとんどいつも情報の「受け手」の立場に立たされています。受け手の立場は、思想も受身になり、その開拓ができにくいと思われれます。大いに「送り手」の立場に立つ必要があると考えます。そこに、思想の主体性とその開拓が可能になるのではないのでしょうか。

◇本年もこのニュースを四号まで発行する予定です。情報洪水でも、これは執行部の義務と考えます。読むばかりではつまらないと思います。どうか「送り手」の立場に立って原稿をお寄せ下さい。

◇次号は本年一〇月ごろ発行の予定です。

(船戸記)

法友全期会 ニュース
昭和四七年度 第一号
発行日 昭和四七年七月二〇日
発行責任者 法友全期会
代表幹事 山本 栄則
編集責任者 同 幹事 船戸 実